

第2章 環境保全調査の概要

1. 大気汚染

1. 現況

大気汚染は、汚染物質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質など）により、生活環境や健康に悪影響を与え、その発生源は工場などや一般家庭の暖房機器などの固定発生源によるものと自動車の排気ガスなどの移動発生源によるものがあります。

世界的に見るとアジア地域の急激な経済発展によって、中国を中心に車利用者が増え、窒素酸化物などの大気汚染物質が増大することが予想されています。

環境省では「大気汚染物質広域管理システム」を導入して、全国の大気汚染の状況を把握、情報提供するなどして対策に取り組んでおり、北海道では、関係自治体と連携し微小粒子状物質（PM2.5）が高濃度になると予測する日に注意喚起を行います。

根室市での大気汚染は、住宅用ストーブや野焼きから発生するばい煙などがありますが、苦情件数は減少傾向にあり、令和元年度の大気汚染に関する公害苦情はありませんでした。また、苦情処理の対象とならない野外焼却もありませんでした。

2. 発生源の概要

(1) 法・条例に基づく届出状況

大気汚染防止法、北海道公害防止条例、根室市公害防止条例に基づくばい煙発生施設及び粉じん発生施設の届出状況は、表1-1のとおりです。また、ダイオキシン類対策特別措置法による届出状況は、根室市じん芥焼却場の廃棄物焼却炉1件です。

(2) 特定粉じん排出等作業実施届出状況

令和元年度における大気汚染防止法の規定による特定粉じん排出等作業実施届出（根室振興局所管）は、根室市分はありませんでした。

(3) 立入調査結果

令和元年度におけるダイオキシン類及び大気に関する測定を伴う立入調査は、根室振興局が3事業場で立入調査を行いましたが、基準違反を超える事業場はありませんでした。

調査結果は、表1-3のとおりです。

表 1-1 特定施設届出状況

(令和2年3月31日 現在)

区 分	施 設 名	施 設 数		事 業 場 数		実事業場数
大 気 汚 染 防 止 法 (ばい煙発生施設)	ボ イ ラ ー	75	計 80	51	計 55	53
	乾 燥 炉	3		3		
	廃棄物焼却炉	2		1		
大 気 汚 染 防 止 法 (粉じん発生施設)	堆 積 場	8	計 32	7	計 15	7
	ベルトコンベア	8		2		
	破 碎 機	11		3		
	ふ る い	5		3		
北 海 道 公 害 防 止 条 例 (粉じん発生施設)	原 材 料 置 場	3	計 134	3	計 29	14
	ベルトコンベア	90		9		
	破 碎 機	13		6		
	ふ る い	23		7		
	チ ッ パ ー	5		4		
根室市公害防止条例 (ばい煙発生施設)	ボ イ ラ ー	53		34		32
根室市公害防止条例 (粉じん発生施設)	製 綿 機	5	計 10	3	計 7	7
	堆 積 場	5		4		

表 1-2 ダイオキシン類対策特別措置法による届出状況

(令和2年3月31日 現在)

施 設 名	施 設 数	事 業 場 数	実事業場数
根 室 市 じ ん 芥 焼 却 場 (廃 棄 物 焼 却 炉)	2	1	1

表 1-3 令和元年度 大気汚染防止法に基づく立入検査実施状況 (資料：根室振興局環境生活課)

業 種	区 分	検 査 延 件 数	検 査 実 事 業 場 数	基 準 違 反 延 件 数	$\frac{C}{A} \times 100$	基 準 違 反 事 業 場 数	$\frac{D}{B} \times 100$
		A	B	C	(%)	D	(%)
ばい煙発生施設		2	2	0	0	0	0
一般粉じん発生施設		1	1	0	0	0	0
計		3	3	0	0	0	0